

○学生表彰規程

平成元年4月1日 制定

令和5年7月27日 改正

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則第56条、駒澤大学大学院学則第57条及び駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第52条の規定に基づき、学生の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(資金)

第2条 表彰に要する資金は、駒澤大学基金基本規程第3条第4号に定める学生表彰基金から生ずる果実をもってこれに充てる。

(表彰)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、学長がこれを行う。

- (1) 人物及び学業又は研究業績とも優秀な者
- (2) 特に善行があつて他の模範となる者又は学生団体
- (3) 研究・文化・体育活動等の分野で目覚ましい活躍をし、大学の名誉高揚に著しく貢献した者又は学生団体

2 表彰は、賞状及び賞品又は賞金の授与をもってこれを行う。

(推薦)

第4条 表彰候補者の推薦は、学生支援推進分科会を経て、教授会又は研究科委員会がこれを行う。

(実施)

第5条 この規程運用に必要な事項は、学生支援推進分科会の議を経て別に定める。

(事務)

第6条 表彰に関する事項は、学生支援センターが所管する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生支援推進分科会、学生支援委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。